

『立正安国論』の再確認

都 守 基 一

はじめに

まずもって、本年三月十一日の東日本大震災で被災された方々に、謹んで御見舞を申し上げます。われわれ日蓮聖人の教えを学ぶものとして、この度の大地震をどのように意味づけ、復興のために何をすればよいのかを考えることが、与えられた課題（大地震と日蓮仏教）であろうかと存じます。

そこで第一に想起されることは、日蓮聖人が正嘉元年（一一五七）八月二十三日夜の大地震を受けて、『立正安国論』を執筆されたことであります。中山法華経寺に伝来する国宝の日蓮聖人真蹟『立正安国論』の奥書には、「去ぬる正嘉元年太歳丁巳八月二十三日戌亥の尅の大地震を見て之を勸ふ」と明記されております。この時の大地震は、鎌倉幕府が編纂した『吾妻鏡』にも、「八月二十三日乙巳。晴。戌の刻、大地震、音あり。神社仏閣一字として全きはなし。山岳は顛崩し、人屋は顛倒す。築地皆な悉く破損す。所所に地裂け、水湧き出づ。中の下馬橋辺の地は裂け破れ、その中より火炎燃え出づ。色青しと云云」と記録されており、国立展望台編『理科年表』によれば、震央は江ノ島の南約十キロ、マグニチュードは七・七・五と推定されるということであり、日蓮聖人はこの震災以来、打ち

『立正安国論』の再確認（都守）

続いた天変地天・飢饉疫病の原因を経文に照らして考え、その結果を『立正安国論』一卷にまとめて鎌倉幕府に奏進されたのでした。

もちろん『立正安国論』は日蓮聖人の代表作として一般にもよく知られているものであり、一昨年に迎えた奏進七百五十年には、様々な記念事業や出版が行われたことは記憶に新しいところであります。しかしながらいっぽうで、あるいは『立正安国論』には深い教理がみられない、あるいは採用されなかった失敗の書であるなどとして、門下であつても重要視されない場合もありました。ごく最近も、『立正安国論』は今の時代には合わないから封印してしまつたらという議論があつたように聞いております。

そこで、この機会に改めて『立正安国論』の内容の再確認を試み、その現代的意義を考えてみたいと思ふ次第であります。

一、『立正安国論』の述作と奏進

『立正安国論』執筆と奏進の経緯については、日蓮聖人が文永五年（一二六八）四月五日、法鑿御房にあてた『安国論御勘由来』に委しく記されています。

すなわち正嘉元年（一二五七）八月二十三日の戌亥の時（夜九時頃）、「前代に超えたる大地震」が起り、その後、大風・大飢饉・大疫病が続出して万民の大半が死んでしまった。国主はこれに驚いて、内典・外典による種々の祈祷を行わせたが、少しも効験がなく、災難が増すばかりである。日蓮聖人はこの世間の有様を一切経に照らして勘え合させたところ、道理と文証を得ることができた。そこでやむにやまれず「勘文一通」を作つて『立正安国論』と名づ

け、文応元年（一二六〇）七月十六日辰の剋（朝八時頃）、屋戸野入道を仲介として故最明寺入道に奏進したというのであります（『昭和定本日蓮聖人遺文』〈以下『定遺』と略記〉四二二頁）。

最明寺入道は、いうまでもなく前執権で得宗（北条氏の嫡流）として幕府の実権を握っていた北条時頼であり、屋戸野（宿屋）入道は、その臨終にも侍っていた側近として『吾妻鏡』にも登場しております。

ところで聖人は『立正安国論』を、鎌倉殿の文章の師匠である大学殿と談合して完成させたという伝承が、室町時代の弘経寺日健著『御書鈔』等に見えております。中山日祐『本尊聖教録』によれば、法華経寺には大学三郎筆の『立正安国論』一卷があったということであり（『定遺』二七四〇頁）、この伝承には信憑性がありそうです。

また日興・日高など直弟子の写本によれば、奏進当初の『立正安国論』には題号の下に「天台沙門日蓮勤之」と記されていたようです。つまり聖人は、本書を天台沙門の資格で上奏されたのでした。

以上のように聖人には、宿屋入道や大学殿など、幕府関係者にいくらかの知己があったようですが、『立正安国論』の中で、「京都や鎌倉の高僧でさえ勅状を進せていないのに、賤しき身で上奏に及ぼうというのは謂われのないことではないか」（『定遺』二二九頁）と自問しているように、当時、一介の天台沙門として幕府へ上奏に及ぶということはいかにも異例であり、相当の覚悟を要したことでしょう。災難による惨状と、仏法の衰微を目の当たりにした聖人の心情には、余程のものがあつたらうと拝察されるのであります。

ところで聖人は、前年の正嘉三年（一二五九）には『守護国家論』という大著を著して法然浄土教を破折し、法華経の実義を明らかにされています。翌正元二年（文応元年、一二六〇）二月には『災難興起由来』、『災難対治鈔』の二篇を著して、災難の原因と対策を論じています。同じころ専修念仏停止に関する文書を集めた『念仏者追放宣状事』

『立正安国論』の再確認（都守）

を書かれています。『災難対治鈔』には、「国土起大地震非時大風大飢饉大疫病大兵乱等種種災難知根源可加退治勸文」（一六三頁）、『念仏者追放宣状事』には「念仏者令追放宣旨御教書集列五篇勸文状」（二二五八頁）という題が付けられているので、当初はこれらを「勸文」として上申する予定であったのでありましょう（山上弘道「宗祖遺文『念仏者令追放宣旨御教書集列五篇勸文状』とその周辺」〈興風〉二二一号）参照。

『立正安国論』は、これら一連の著作の集大成として著されたものであり、周到な準備の上に完成された一書でありました。「一切経を勸え」合わせたというのも、おそらく事実でありましょう。

一、奏進後の経緯

聖人は『立正安国論』で、先例を挙げて法然浄土教の禁止を提言したのでありますが、それが政治批判と受け取られたのか、あるいは念仏者の讒言があったのか、幕府に召喚されることもなく、翌弘長元年（一二六一）五月十二日、草庵を襲撃され、伊豆流罪に処せられてしまいました。

聖人はこの法難を契機として、法華経の行者の自覚に到達されていたのでありますが、やがて自他ともに『立正安国論』を見直すべき事態が訪れました。すなわち奏進から足かけ九年後の文永五年（一二六八）潤正月、蒙古国の国書が到来し、暗に日本に服属を求めて来ました。日蓮聖人はこれを『立正安国論』で警告した他国侵逼難の兆しであるとして、自己の主張の正しさを確信し、折しもこの年三月に新に得宗として執権職についた北条時宗に対し、改めて『立正安国論』を奏進されたようであります（『安国論副状』四二二頁）。同年四月五日には、先にも触れた幕府関係者と思われる法鑑房あての『安国論御勸由来』を書かれます。同年秋には宿屋入道にあてて繰り返し書状を送り

ました(『宿屋入道許御状』四二四頁、『宿屋入道再御状』四二五頁)。同年十月十一日付のいわゆる「十一通御書」(四二六―四三六頁)は偽書説もありますが、聖人が政界・宗教界の要路に『立正安国論』の趣旨を書き送られたことは事実と思われまます。

これ以後、聖人は内外の多くの人々に『立正安国論』を読ませるべく、自ら書写し、弟子にも書写をさせました。蒙古の使者は翌文永六年(一二六九)にも来朝しましたが、この年の五月二十六日、聖人は『立正安国論』の正本が富木殿の許にあるはずだから書き写してもらいたいという内容の手紙を某氏に送っています(『安国論送状』六四八頁)。同年十二月八日、聖人は自ら『立正安国論』を書写し(『安国論奥書』四四二頁)、千葉氏の庶流で下総相馬郡矢木郷の地頭である矢木式部大夫胤家に授けました(『千葉県の歴史 資料編 中世2』一一〇六頁)。中山法華経寺所蔵の国宝に指定されている『立正安国論』がこれであります。

翌文永七年(一二七〇)に弟子に書写をさせ、奥書部分に聖人が添削を加えたと思われる『立正安国論』が岡宮光長寺に伝来しております。西方蒙古の国書到来と時を同じくして、「東夷俘囚」が蜂起し、三年間合戦が続いているとの情報が聖人の許にもたらされたようで、光長寺本の奥書にはこの旨が記されています(『光長寺宝物写真集』)。

翌文永八年(一二七一)九月十二日、聖人は時宗の側近で侍所所司の平左衛門尉頼綱に『立正安国論』を送りましたが(『一昨日御書』五〇二頁)、この日、聖人は頼綱に草庵を急襲されて逮捕され、龍ノ口の刑場を経て、佐渡へ流罪にされました。

配流中の文永九年(一二七二)十月二十四日、聖人は弟子日興の書写した『立正安国論』の紙背に『夢想御書』(六六〇頁)と呼ばれる書き入れをしておられます。

『立正安国論』の再確認（都守）

文永十一年（一二七四）春、流罪を赦免された聖人は、平頼綱に直面して最後の諫言を試みますが、容れられないと知ると鎌倉を去って身延山に入られました。この年十月、蒙古の軍勢はついに日本に寄せて来ました。いわゆる「文永の役」です。これより先の文永九年二月、京都で執権時宗の舎兄の北条時輔が、鎌倉で名越時章・教時の兄弟が、それぞれ謀反の嫌疑で誅殺される「二月騒動」が起こっており、『立正安国論』の自界叛逆難・他国侵逼難の予言は二つながら的中しました。

身延入山五年目の建治四年（弘安元年、一二七八）の春ころには、『立正安国論』上申以来の念願であった諸宗との公場対決が実現する機運が起こり（『諸人御返事』一四七九頁）、聖人はこれを受けて『立正安国論』の増補本を執筆されました。京都本圀寺に伝来する「広本」がこれでありす（『定遺』一四五五頁）。

弘安五年（一二八二）十月十三日、聖人は武蔵池上の檀越の館で六十一年の波乱を生涯を閉じられますが、九月二十五日に行った最後の講義は、『立正安国論』であったと伝えられています（日朝『元祖化導記』、日澄『日蓮聖人註画讃』）。

以上、『立正安国論』奏進とその後の経緯について概観しましたが、このようにみてまいりますと、法華経の行者としての日蓮聖人の半生は、全く『立正安国論』に始まり『立正安国論』に終わるといって過言でないであります。

二、『立正安国論』の大意

『立正安国論』は、旅客と主人との対話という戯曲的な構成で、十段からなっています。各段の大意はつぎのようであります。

第一段 旅客がやって来て、最近の天変・地天・飢饉・疫癘による惨状を語り、種々の祈祷や徳政が行われているにも関わらず、一向に効きめがないのはどういいうわけかと問う。主人は、人々が正法に背いて悪法に帰したために、守護の善神・聖人が国を捨て去り、ここに悪鬼が跳梁して災難を起こしている」と答える。

第二段 客は「神聖去り辞し災難並び起るとは、何れの経に出でたるや」と、背正災起の証拠を問う。主人は、『金光明経』『大集経』『仁王経』『薬師経』の四経を詳しく引いて、三災七難等の起こる理由を答える。

第三段 客は、仏教は中国以来、日本においても盛んであるのに、だれが仏教を軽んじ三宝の跡を廢そうとしているのかと問う。主人は、外見は仏法繁盛のように見えても、諂曲の法師が人倫を迷惑させ、不覺の王臣は邪正を弁えていないとし、『仁王経』『涅槃経』『法華経』を引いて、かかる悪侶を誡めるべきことを提言する。

第四段 客は、そのような悪比丘とはいったいだれかと問う。主人は、「後鳥羽院の御宇に法然といふもの有り。選択集を作り。則ち一代の聖教を破し、遍く十方の衆生を迷はず」と答え、以下『選択集』の文を引き、弥陀念仏以外の一切の諸仏諸経を「捨閉闍抛」の四字に載せて誹謗したとして、法然房源空の罪過を糾弾する。

第五段 客は色をなし、釈尊が浄土三部経を説いて以来、曇鸞・道綽・善導・恵心・法然など、みな念仏の教えを弘めており、中でも法然は「勢至の化身・善導の再誕」とまで人々に仰がれているのに、なぜそのような聖人を罵るのかと言って、対座の席を立とうとする。主人は笑ってこれを止め、『史記』等を引いて往代の世の乱れが後世に災いをもたらす例を挙げ、さらに円仁『入唐求法巡礼行記』を引き、国王が念仏の流布を許して国土を乱し身に厄災を招くことは、唐の武宗皇帝の代に例を残し、わが朝の後鳥羽院の代に証を顕していると述べる。

第六段 客は少し和らいで、仏家の棟梁といわれる人でさえ、いまだ勸状を奉ったり、上奏に及んでいないのに、

賤しい身分でそれをするのは謂われのないことではないのか、と問う。主人は、「弟子、一仏の子と生まれて諸経の王に事ふ。何ぞ仏法の衰微を見て、心情の哀惜を起さざらんや」と、仏弟子として責務を述べ、『涅槃經』の「法を壞る者を見て呵責もしないのは仏法の中の怨である」の経文を恐れては一端を示すとして、元仁年中、延暦寺・興福寺からの度々の奏聞により、勅宣・御教書が下され、『選択集』の印版が没収され、法然の墓所が破却され、隆観ら高弟たちが配流された史実を示す。

第七段 客は、災難の原因が『選択集』にあることは理解できたので、災難を止める術を聞きたいと問う。主人は、「謗法の人を禁めて、正道の侶を重んぜば、國中安穩にして天下泰平ならん」と述べ、仏が過去に国王であった時、正法を守るために刀杖を持ち、謗法の波羅門の命を絶ったという趣旨の『涅槃經』の文を具に引き、「早く天下の静謐を思はば須く國中の謗法を断つべし」と繰り返す。

第八段 客は、もし謗法の輩を断じようとするれば、『涅槃經』の経文のように斬罪に行うべきなのか。もしそうならば殺害の罪業はどうなるのか、と疑う。主人は、釈尊が過去世の本生譚を語られるさいには、謗法者の生命を絶つこともあったが、今の仏の教えは、謗法者に対する施を止めることであると、謗法禁断の具体的方策を提示する。

第九段 客は、「早く一闡提の施を止めて、永く衆の僧尼の供を致す」と述べる。主人は、客の理解を喜ぶが、さらに謗法対治を急がなければ、『薬師經』の七難のうちいまだ現れていない自界叛逆（内乱）・他国侵逼（外寇）の二難、『大集經』の三災のうちの兵革の災が必ず起こると警告する。そして、「汝早く信仰の寸心を改めて速やかに実乗の一善に帰せよ。然れば則ち三界は皆な仏国なり。仏国それ衰へんや。十方は悉く宝土なり。宝土何ぞ壞れんや。国に衰微なく土に破壊なくんば身は是れ安全にして心は是れ禅定ならん。此の詞此の言信ずべく崇むべし」と、実乗の

一善に帰依することによつてもたらされる立正安国の理想郷を示す。

第十段 客は、「弥よ貴公の慈誨を仰いで益愚客の癡心を開けり。速かに対治を廻らして早く泰平を致し、先づ生前を安んじ更に没後を扶けん。唯だ我れ信ずるのみに非ず。又た他の誤りを誡めんのみ」と、謗法退治の領解を述べて一巻は終わる。

四、『立正安国論』の題意

以上、十段からなる本文の要旨は、「立正安国」（正法を立てて国を安んずる）という題号の四字に、集約されるとみることができましよう。ただし本文は「立正」よりも、その前提となる「破邪」に多くの説明が費やされ、もっぱら法然『選択集』批判の書となつています。建立すべき「正」法は、「諸経之王」「実乗之一善」といつて、法華経（ないし法華経の題目）であることを暗示するに留められています。理論的には、実乗の一善以外の諸経諸宗は全て邪法であるはずですが（実際聖人はこの時点でそう考えていらつしやうと思つが）、文面の上で破折の対象とされているのは念仏一宗に限られます。

つぎに「安国」は、儒教的な「天下泰平、国土安穩」という当座の安国と、仏教的な「三界皆仏国」「十方悉宝土」という究極の安国があるように思えますが、もちろん別々のものではないでしょう。いずれにせよ本文では、国を危ぶませている「災難」が主要テーマとされ、その原因と対策が論じられています。そして立正が安国をもたらし、逆に背正が災難を招くという考え方が、本論の基盤となっています。この仏教的世界観ないし中世的災害観は、当時の人々には共感をもって受け入れられたと思われませんが、その根底に『観心本尊抄』等後年の遺文に詳述される一念三

千、依正不二という天台法華教学の理念があるとみてもよいでしょう。

「国」は、もちろん本文の上では、法然上人が活躍した日本国が舞台とされていますが、理論的には日本一、国に限らず、同様に災難に見舞われる万国があてはまると考えてよいと思います。

五、『立正安国論』の文体と用字

1 四六駢儷体

『立正安国論』は、四六駢儷体といわれる修辞を凝らした漢文で綴られていることに特徴があります。これに関する研究として、古くは田中喜久三氏『立正安国論文体の研究』（昭和十七年、平楽寺書店）があり、最近では山中講一郎氏『立正安国論』の文体―なぜ四六駢儷文なのか―（『法華仏教研究』九卷）があります。

山中先生によれば、「四六駢儷体とは、その名のように四字句と六字句をベースに対句を多用して独特のリズムを形成してゆくのので四六文といい、その対句によって文章が引っ張られていく形が二頭立ての馬車のものであるので駢文とい、夫婦のように向き合っているので儷文という。その性格はそれだけではなく、できるだけ多くの典拠をふまえて、読者の知性・教養を喚起するものでなくてはならない」（『法華仏教研究』九卷一二二頁）ということですが、その『立正安国論』は、「厳格には四字、六字の規格には収まらない一面がある」（同一二三頁）けれども、「駢儷文としての対句の技」（同一一三頁）は見事であって、「文頭の「自近年 至近日」より最後の「唯非我信 又誠他誤」まで、連鎖のように緊密に対句が対置されて文章が流れ」（同一一六頁）、総数二百五十四対の対句が数えられるといえます。

また平仄に関しては、「厳密に平仄にこだわっていたとは思われない。しかし、句末の平仄を整える最低限の努力は十分に窺え、決して平仄を無視しているとは言えない」（同 一三〇頁）ということです。

以上の山中先生の研究によれば、『立正安国論』は非常な時間と労力をかけて作られた一書ということになり、聖人が特別の愛着を示されたことも理解できるのであります。

2 『三教旨帰』

四六駢儷文は、「できるだけ多くの典故をふまえて、読者の知性・教養を喚起するものでなくてはならない」ということでありますが、『立正安国論』の典故として踏まえられているものに、弘法大師空海が延暦十六年（七九七・二十四歳）に著した『三教旨帰』があることは、古くはこの身延山久遠寺第十一世行学院日朝上人の『安国論私抄』（『日蓮宗宗学全書』〈以下『宗全』と略記〉一五卷）が指摘するところであり、近年では大島伸太郎「日蓮聖人遺文正読疑義」（『法華』二五四・二五六号）、田中喜久三前掲書、北川前肇「日蓮聖人の『立正安国論』と『三教旨帰』」（『大崎学报』一五七号）、山中講一郎「立正安国論」はいかに読まれるべきか」（『法華仏教研究』三号）などがあって、第一問答の「臥_レ屍_ヲ為_レ観、並_ニ戸_ヲ作_レ橋」（『定遺』二〇九頁）、「仰_ニ円_ヲ覆_ニ而_レ吞_レ恨、俯_ニ方_ヲ載_ニ而_レ深_レ慮」（同頁）など十九箇所に『三教旨帰』を踏まえた文章があることが指摘されております。対話討論による戯曲的な構成も、両書に共通する特徴であります。

3 『本朝文粹』

『三教旨帰』とともに『立正安国論』の下地をなしていると思われるものに、『本朝文粹』があります。藤原明衡（九八九〜一〇六六）撰『本朝文粹』全十四巻は、六朝時代の『文選』に倣って平安中期に編集された漢文文例集で、日本で作られた四六駢儷文の代表的なものとされています。『立正安国論』第一問の「二離合璧、五緯連珠」の句が、『本朝文粹』第九巻（岩波『新日本古典文学大系』二七五頁）にあることは、すでに行学院日朝上人『安国論私抄』（『宗全』一五巻三八頁）が指摘するところであります。

ところで身延山には建治二年（一二七六）書写の重要文化財『本朝文粹』十三巻が伝来し、諸種の刊本の底本とされていますが、その奥書には最明寺入道（北条時頼）が加点を命じた本である旨が記されているという興味深い事実があります（東京国立博物館『大日蓮展』一八六頁）。『本朝文粹』もまた為政者が教養として修めておくべき作品の一つであって、彼等に意見を上申しようとする日蓮門下としても当然、読んで置く必要があったのでありましょう。

『本朝文粹』といえば、中山法華経寺所蔵の日蓮聖人真蹟『立正安国論』（国宝）の紙背一面に『本朝文粹』巻十三が書写され、刷り消されていたことが昭和六十一年、中尾堯先生により報告されて話題となりました（中尾 堯『史料紹介 日蓮筆『立正安国論』（国宝）紙背『本朝文粹』巻第十三』、『立正安国論』二号）、中尾 堯『立正安国論』（国宝）とその紙背『本朝文粹』巻第十三の成立と伝来』、『古文書研究』二十六号、『日蓮真蹟遺文と寺院文書』に載録）。

巻十三は願文部で仏教に関する部分であり、その内容は念仏や真言など諸宗にわたるので、当初は『立正安国論』が反故にされ破棄されたという見方もされておりましたが、最近では四六駢儷体で書かれた仏典という関連を認めて、

中山門流の僧侶が書写したのであろうとの見解も出されております（坂井法暉「南北朝期における中山門流の一齣―本行院日堯とその周辺―」〈興風〉二十号）、都守基一「学室だより」〈日蓮仏教研究〉三号二三四頁、池田令道「『本朝文粹』は中山日高筆か」〈御書システム「コラム」〉平成二十一年八月）。

4 「国」の字

中山法華経寺所蔵の『立正安国論』真蹟をみると、「国」の字に色々な字体が使われていることが従来より指摘されております。この問題については最近では佐藤妙晃さんの研究「日蓮聖人真蹟遺文にみる「国」字について」（『日蓮教学研究紀要』三二号）があつて、整理すると、

国 五六字、国 一〇字、國 五字、国 一字

となるということです。

山中講一郎先生によると、同じ字が重出する時に、別の異体字を使ってみせることを「鍊字」というのだそうだが（『法華仏教研究』九卷一三五頁）、国の字ならなんでも使ったかというのと、やはり聖人が好んで用いた文字があつたようです。たとえば「圀」という字があり、聖人の持経である『注法華経』の『無量義経』に五回も出てくるのに、聖人は『立正安国論』にも他の御書にも一度もこの字を用いておられないのであります。

「国」は現在でこそ一般に用いられていますが、当時一般に使われていたのは「國」でありましょう。しかし『立正安国論』では「国」のほうが多く用いられている。しかも題号の「立正安国論」、結論部分第九答の「三界皆仏国」、「仏国、其衰哉」、「国、无衰微」がみな「国」であることは、中山本・本圀寺本に共通しています。このことは北川前肇先

生が「私の『立正安国論』の読み方」（東京西部教化センター『立正安国論』をいかに読むか）八六頁）ですでおっしゃておられますが、重要な場所では「国」を用いられたかのようであります。山中講一郎先生の「立正安国論」の伝説」では、玉は「寿量品の玉」（『開目抄』五七七頁）、「一念三千の玉」（同六〇四頁）などを意味し、国構えに玉の字は正法が行われている国を示すとのことですが（『日蓮伝再考』三四五頁）、面白い解釈と思います。

『立正安国論』では、なんといっても現在ではまず使われることのない「國」が多用されているが印象的です。『立正安国論』が民衆の視点に立っていたことを示すと考えてよいと思います。ところでこの「國」字は、管見では後白河院の院宣（どこで見たか失念）、後鳥羽院筆『阿弥陀経』（京都国立博物館）、伝亀山上皇筆「敵國降伏」の宸翰（管崎宮蔵）、北条高時（時頼の曾孫）自筆書状（『古文書時代鑑』下四六頁）などにみえており、鎌倉時代の天皇・上皇や上級武士が好んで用いたものようです。聖人が『立正安国論』でこの字を多用されたのは、撫民の徳が求められる為政者に対する配慮であったように思うのであります。

六、『立正安国論』の新たな意味づけ

1 未来記

以上、『立正安国論』の内容を検討しましたが、本書は日蓮聖人ご自身が、後年の遺文でしばしば回想し、折に触れて新たな意味づけをされているので、この点にも注意しなければなりません。

第一に未来記として位置づけであります。先にも触れた文永六年（一二六九）十二月八日の『安国論奥書』には、文応元年（太歳庚申）より文永五年（太歳戊辰）後の正月十八日に至るまで、九ヶ年を経て西方大蒙古国より我

朝を襲ふべきの由、牒状之れを渡す。又た同じき六年、重ねて牒状之れを渡す。既に勸文之れに叶ふ。之れに准じて之れを思ふに、未来も亦た然るべきか。此の書は徴有る文なり。是れ偏に日蓮が力に非ず。法華経の真文の至す所の感応か。〔定遺〕四四三頁)

と記されています。この『立正安国論』という勸文は、その後起こった蒙古国書到来という現実に叶った「徴ある文」である。つまり徴候を現した予言の書であり、日蓮の力ではなく、法華経の真実の文が感応して書かせたのであるという感慨が述べられているのであります。

建治元年（一二七五）の『種種御振舞御書』では、

去ぬる文永五年後の正月十八日、西戎大蒙古国より日本国ををそうべきよし牒状をわたす。日蓮が去ぬる文応元年（大歳庚申）に勸へたりし立正安国論すこしもたがわず符合しぬ。此の書は白楽天が楽府にも越へ、仏の未来記にもをとらず。末代の不思議なに事かこれにすぎん。（九五九頁）

と、文永五年の蒙古の牒状到来を記し、このことをかねて予見した『立正安国論』は、政治批判の書として名高い白居易の『楽府』にも勝れ、仏の未来記である経典にも劣らない不思議な書であるとしています。

同じく建治元年六月の『撰時抄』では、

余に三度のかうみやうあり。一には去にし文応元年（大歳庚申）七月十六日に立正安国論を最明寺殿に奏したてまつりし時、宿屋の入道に向ひて云く、禪宗と念仏宗とを失ひ給ふべしと申させ給へ。此の事を御用ひなきならば、此の一門より事をこりて他国にせめられさせ給べし。……此の三つの大事は日蓮が申したるにはあらず。只偏に釈迦如来の御神我身に入かわせ給けるにや。我が身ながらも悦び身にあまる。法華経の一念三千と申す大事

『立正安国論』の再確認（都守）

の法門はこれなり。（一〇五三―四頁）

と、『立正安国論』奏進を始めとして三度まで国家を諫曉し、国家の未来を予見したことを「三度の高名」と高唱され、これは日蓮が申したのではなく、釈尊の魂がわが身に入り替わってなさしめたのである。悦び身に余るものであり、これこそが一念三千の法門であると述べられているのであります。

以上のように、聖人は文永五年の蒙古国書到来を機に『立正安国論』の予言が現実のものとなると、この書を「徴ある文」「未来記」と呼んで特別視し、神聖視されたのであります。

2 禅と真言の批判

前掲の『撰時抄』では、聖人は『立正安国論』奏進の時、念仏宗と禅宗の帰依を止めるように進言したと記されています。文永六年（一二六九）の『法門可被申様之事』にも、

其の故は故最明寺入道に向って、禅宗は天魔のそいなるべし。のちに勘文もてこれをつけしらしむ。（四五五頁）とあり、建治元年（一二七五）四月の『法蓮鈔』にも、

是より大事なる事の一閻浮提の内に出現すべきなりと勘へて、立正安国論を造りて最明寺入道殿に奉る。彼の状に云く〈取詮〉、此の大瑞は他国より此の国をほろぼすべき先兆なり。禅宗・念仏宗等が法華経を失ふ故なり。

彼の法師原が頸をきりて鎌倉ゆるの浜にすてずば国当に亡ぶべし。（九五四頁）とあって、やはり『立正安国論』で禅・念仏の両宗を批判したといわれています。

さらに弘安元年（一二七八）九月の『本尊問答鈔』では、

真言宗と申すは一向に大妄語にて候が、深く其の根源をかくして候へば浅機の人あらはしがたし。……日本にもあやめずして、すでに四百余年をおくれり。是の如く仏法の邪正乱れしかば王法も漸く尽きぬ。結句は此の国、他国にやぶられて亡国となるべきなり。此の事、日蓮独り勘へ知れる故に、仏法のため王法のため、諸経の要文を集めて一巻の書を造る。仍つて故最明寺入道殿に奉る。立正安国論と名づけき。其の書にくはしく申したれども愚人には知り難し。(一五八一—二頁)

と、真言亡国論を展開して、このことは『立正安国論』に詳しく書いたけれども愚人には知ることができないであろうといわれています。

実際に『立正安国論』をひもといてみると、念仏一宗の破折しかみることにはできない。にもかかわらず聖人は、後年の遺文では念仏とともに禅や真言をも破折したといわれているのであります。

ところで、この問題について鈴木一成先生著『日蓮聖人御遺文講義』一卷一六頁をみると、第一問で諸宗の祈祷が叶わない様子を列する中、「有いは秘密真言の教に因って五瓶の水を灑ぎ、有いは坐禅入定の儀を全うして空観の月を澄まし」とあるのが、真言と禅の破折の暗示であるとされています。さすが炯眼と思われれます。

3 善神捨国に関して

文永九年(一二七二)二月の『開目抄』で、聖人は自身の受難に関して、

謗法の世をば守護神すてて去り、諸天まほるべからず。かるがゆへに正法を行ずるものにしるしなし。還つて大難に値ふべし。金光明経に云く、善業を修する者は日々に衰滅す等と云云。悪国悪時これなり。具には立正安国

論にかんがへたるがごとし。（六〇一頁）

と述べられています。つまり諸天善神が謗法の国を捨て去ってしまったため、正法を行ずるものに守護がなく、かえって大難に値うのである。このことは具に『立正安国論』で考えたとおりである、というのであります。

弘安三年（二二八〇）十二月十八日の『智妙房御返事』では、

日蓮此の二十八年が間、今此三界の文を引いて此の迷をしめせば、信せずばさてこそ有るべきに、いつ、きつ、ころしつ、ながしつ、をうゆへに、八幡大菩薩宅をやいてこそ天へはのぼり候ひぬらめ。日蓮がかんがへて候し立正安国論此なり。（二二七頁）

と、開宗以来二十八年間、正法を行じて来た日蓮を人々は信じないで迫害したため、八幡大菩薩は社殿を焼いて天へ上ってしまったとし、このことは『立正安国論』に考えたとおりだと述べられています。

両書とも『立正安国論』の「善神捨国」に関するものでありますが、そのみならず行者値難や八幡宮焼亡なども、あたかも『立正安国論』で予見されていたような口吻であります。

以上のように聖人は、後年の遺文で『立正安国論』を仏の「未来記」にも劣らない「不思議」なる書と位置づけられました。そして、およそ重要なこと、論ずべきことは『立正安国論』で詳しく言い尽くしてあるが、愚人には知りがたいであろうという意味のことをしばしばおっしゃっているのであります。

4 附文と元意

以上、『立正安国論』は文面には明示されない主張がなされた特殊な書であるといわなければなりません。これに

ついで古来、先師によって「附文と元意」ということがいわれております。『立正安国論』は「勘文」という特別の性格の書であるので、文章の表面には明瞭に示されていないが、その奥に真意が隠されている、ということでありま

す。

①行学院日朝『御書見聞』、「尋ねて云く、今此の御書の破立の破の辺は総じて諸宗を破す義之れ有りや。答ふ。文相分明ならず。然りと雖も元祖の素意に任せば尤も之れ有るべきなり。〔宗全〕一五卷一五四頁」

②安国院日講『録内啓蒙』、「此の書の所破、附文・元意、一往・再往の分別あるべし。一往附文に約せば哀音の念仏を以て災難の洪基とし玉ふ事顕然なり。……再往の元意は所破の意広く諸宗を該括すべき事必然の理なり」

(一巻四丁表)

③一妙院日導『祖書綱要刪略』、「附文とは法然が選択の邪を破し、天台法華の正を立つるなり。元意とは真言三密の邪を破し、本門三秘の正を立つるなり」(日蓮宗全書『祖書綱要刪略』七四頁)

遺文注釈家として名高い三師の説を挙げました。「附文」の立場では『立正安国論』の所破は念仏一宗に限られるけれども、「元意」に立てば広く真言等の諸宗が所破されている。「附文」の立場では天台の法華経が正法とされているけれども、「元意」の立場でみれば本門三大秘法が示されている、ということでもあります。

5 出一察万—広本の加筆について—

京都本圀寺所蔵の日蓮聖人真蹟『立正安国論』は、弘安元年(一二七八)春ころの書写と考えられ、引用経論など二千三百字ほど分量が増やされている「広本」であります。つぎの二箇所を書き入れは重要と思われま

ク文字は法華經寺略本になく、本圀寺広本に挿入された語句を示します。

① 第四答の冒頭

主人曰。客付_レ疑雖_レ有_二重重子細_一厭_レ繁止_二多事_一。且出_レ一察_レ万。後鳥羽院御宇有_二法然_一。作_二選択集_一矣。（略本二一四頁、広本一四六二頁）

② 第八答（全文）

主人曰、客明見_二經文_一猶成_二斯言_一。心之不_レ及歟、理之不_レ通歟。全非_レ禁_二仏子_一。唯偏惡_二謗法_一也。汝上所_レ引經文專持戒正見 破戒 無戒正見者也。今所_レ惡持戒邪見 破戒破見 無戒惡見者也。夫釈迦之以前仏教者雖_レ斬_二其罪_一、能忍之以後經說者則止_二其施_一。此又一途也。月氏国之戒日大王聖人也。罰_二其上首_一誠_二五天之余党_一。尸那国之宣宗皇帝賢王也。誅_二道士一十二人_一止_二九州仏敵_一。彼外道也、道士也。其罪是輕。是内道也。仏弟子也。其罪最重。速行_二重科_一。然則四海万邦一切衆、不_レ施_二其惡_一皆帰_二此善_一。何難並起、何災競來矣。（略本二二四頁、広本一四七四頁）

① 第四答の冒頭で、「法然」「選択集」の名を挙げて以下詳しく批判がなされますが、広本ではここに「客の疑いに付いて重々の子細有りと雖も繁を厭いて多事を止む。且く一を出す。万を察せよ」という句が挿入されております。これは「選択集」の一例に寄せて諸宗を破折する意を察せよ、という意味に取れます。

② は謗法禁断の方策を述べる第八答の全文です。ここでは釈迦以前の仏教では仏弟子を斬罪に処することもあるけれども、今の世は布施を止めるのであると結論される。ところが広本では、「此又一途なり」とし、インドの戒日王が外道を罰して仏教を保護し、唐の宣宗皇帝が仏敵たる道士十二人を誅殺したように、「速やかに重科に行え」と断

固厳罰を主張しているのであります。

以上のように、「広本」では法然『選択集』はあくまで謗法の一例であり、止施は謗法禁断の一つの方法にすぎない（他の方法もありうる）と注記が加えられているのであります。これは『立正安国論』が、文の面には明示されない「元意」をもった普遍的な書物であることを、聖人自ら注意されたものではないでしょうか。「出一察万」の一句には、甚重な意味があるように思えます。

6 加点すべからず

中山の日祐上人が康安二年（一二六二）に著した『立正安国論私見聞』に、つぎのようにあります（『日蓮仏教研究』二号）。

一、左右無く加点すべからずの事 師云く、大聖人の御時、宿老等末代の為、御点を加へしむべき由申せしめ給ひけるに仰に云く、此の書文義至つて甚深なる故、左右無く点を加へ難きか。予云く、毎度読み替ふる事之れ有りと仰にて御点無しと云云。仍つて斟酌すべき者か云云。

すなわち、ある時宿老たちが、末代のために『立正安国論』に加点をしていただきたいと大聖人に御願いしたところ、この書は文義いたつて甚深であるから、むやみに点を加えることはできない。自分でも毎度読み替えることがあると、ついでに加点していただけなかったということですが。

この逸話は祐師が、師匠であり日蓮聖人の直弟子であった日高上人の仰せとして記しているので、信憑性があるように思えます。身延山で日蓮聖人と高弟たちが『立正安国論』の講讃を行っていたこと、聖人自身『立正安国論』は

『立正安国論』の再確認（都守）

文義甚深の書と考えておられたことが知られて興味深いのでありますが、聖人があえて訓点を定めず、時々読み替えたということは、『立正安国論』がある程度の幅を持たせて、時と場合にに応じて多様な理解ができるように作られたものであることを意味しているように思われるのであります。

七、門下による『立正安国論』の継承——「身延山先聖目安」の紹介——

最後に、門下による『立正安国論』の継承について一言しておきたいと思ひます。日蓮聖人滅後、六老僧を始めとする門弟たちは、日蓮聖人の『立正安国論』奏進にならない、きそって国家諫暁を行いました。そのさい諫暁を趣旨を記した「申状」に『立正安国論』を副えて提出するのが通例であったといひます。『日蓮宗宗学全書』には、日昭、日朗、日興、日頂、日弁、日高、日像、日興、日向、日興、日目、日祐、日目、日祐・日樹、日道、日尊、日妙、日代、日郷の「申状」または「訴状」が収録されております。またこの問題に関しては、渡邊寶陽先生が「申状」と如説修行の継承（『日蓮宗信行論の研究』）という論文で整理をされ、日昭より日興に至るまで四十三件の諫暁の事例を数えていらっしやいます。これらによれば諸門流のうちでも日興富士門流と日常中山門流において、とくに「申状」による諫暁活動が活潑であったようであります。

ところで私どもは今、身延山に来ておるわけですが、中世の日向門流、身延山久遠寺歴代先師の申状十一通を集めた「先聖目安」という資料がありますので、ここに紹介したいと思ひます。「先聖目安」は岡山県和氣郡和氣町の法泉寺（日蓮宗不受不施派）に所蔵される『日興聖人御修行次第』（一冊二十八丁）に付載されているもので、筆者は不受不施派再興の祖となった釈日正上人（一二八九〜一九〇八）であります（中務日量住職の御教示。内題の下に

「日正謂ク…」とある。私に改行して番号を付し、漢字は通行の字体に改めました。

先聖目安

①一日蓮聖人弟子僧日向申

請下早守賢主例跡被レ決召謗法興行念仏真言禪律等僧侶ニ糾明レ仏法邪正流ニ布セシメ妙法蓮華經ノ正法一備ヤト天下泰平異國降伏ノ祈禱ニ状。

右言上先ニ畢ス、而未達ニ上聞ニ之間、重テ所申也。夫レ仏法ノ惠命ハ以ニ宗論ニ為レ先。明王ノ徳政ハ以ニ興隆ニ為レ基。然則、震旦ノ陳皇帝ハ召ニ合天台ト与ニ南北ニ摧ニ十師ノ邪義ニ立ニ一乘ノ正義ニ。吾朝ノ桓武皇帝ハ召ニ合伝教ト与ニ南都ニ破ニ六宗ノ僻見ノ顯ニ法華經ノ正意ニ。凡仏法雜乱ノ時召ニ決ニスル雌雄ノ賢王ノ先（13丁表）例也。然今當世ノ体、信ニ權教ノ邪法ノ謗ニ法華ノ正法ニ、仰ニ無縁ノ余仏ニ、背ニ有縁ノ釈尊ニ。依レ之ニ、守護ノ善神捨レ國而相去リ、住持ノ聖人辭レ所而不還。是以惡鬼得レ便七難並起テ四海不レ閑。故ニ自界叛逆シテ人民多ク滅ク、他國襲来テ欲レ侵レ國。歎テモ有レ余、悲テモ無レ足コト。爰ニ先師日蓮兼日鑿此瑞相去ル文応元年造ニ立正安國論ニ進ニ覽之ニ。所ニ勸置ニ之旨併令ニ符合ニ。知レ法思レ國志尤被レ賞尤可レ被レ崇処ニ邪法邪教ノ輩譏奏譏言之間、蒙度々ノ流刑ニ助ニ數々ノ仏語ニ。嗚呼悲哉、身懷ニ大忠、心ニ乍レ存ニ報恩ニ、不レ達ニ微望ニ空ク入滅シ畢ス。仍弟子日向、且ハ為レ遂ニ先師ノ素意ニ、且ハ為レ免ニ國主不忠ノ過ニ、所レ令言上ニ也。所詮被レ召ニ決念仏真言禪律等謗法ノ僧徒ニ、可レ被レ糾明レ仏法ノ權實雜乱ノ者也。為レ身為レ利不（13丁裏）レ申之ニ、為レ君為レ國所レ申也。若猶不レ被對ニ治謗法毀仏ノ輩ニ者、天下ノ災國中ノ難隨レ日弥熾盛ナラン耳。早ク任ニ先規ニ被レ糾明レ仏法ノ邪正者異賊滅亡レ國土興復セシ。仍恐々言上如レ件

『立正安国論』の再確認（都守）

② 日蓮聖人遺跡並法門相伝日進申

欲_レ且_レ任_レ釈尊_ノ金言_ニ且_レ守_レ賢王佳例_ヲ被_レ召_シ決念_シ仏真言_ノ禪律等_ヲ謗_シ法_ヲ僧徒_ニ糺_シ明_レ仏法_ヲ邪_ニ正_ニ被_レ棄_シ置_シ小乘_ノ權教_ニ弘_シ平等_ノ大会_ヲ妙法_ニ資_シ海内安穩_ヲ異賊_ノ降伏_シ祈_シ禱_シ間事_ヲ。

右謹_テ檢_ル旧規_ニ、仏法_ノ之_レ惠命_ヲ以_テ宗論_ニ為_シ先_ト、明王_ノ之_レ治世_ヲ以_テ善政_ニ為_シ宗_ト。然_レハ則_チ、震旦_ノ陳皇帝_ハ召_シ合_シ天台_ト、与_テ南北_ニ推_シ十師_ノ邪義_ヲ立_シ一宗_ニ正義_ヲ、吾朝_ノ桓武聖主_ハ召_シ決_シ伝_シ教_ト与_テ南都_ニ破_シ六宗_ノ邪見_ヲ顯_シ法華_ノ妙理_ニ。凡_ソ仏法_ノ雜亂_ノ之_レ時_ニ召_シ決_スル_ル雌雄_ヲ者_ハ賢王_ノ先例_也。夫_レ国_ハ依_テ神之_レ加護_ヲ弥昌_シ、神_ハ嘗_テ法_ヲ深味_シ増_シ威_ヲ。深味_ト」（14丁表）者所謂妙法蓮華經是_レ也。然_レ見_ニ當世_ノ之_レ体_ヲ捨_テ離_ス正法_ニ。依_レ之_レ、守護_シ善神_ヲ捨_レ国_ヲ、住持_シ聖人_ノ辭_シ之_レ。是故災難_並起_シ四海_不可_レ閑_レ之_レ由_、先師_去ル_ル文応元年_兼鑒_シ未來_ノ勸文_一通進_ノ覽_シ閔東_ニ畢_シ。其後_經九箇年_ニ蒙古_ノ牒_シ狀_ヲ渡_ルス。將_テ自_レ界_ヲ叛逆_シ及_テ度々_ニ勸_シ文_ヲ令_シ符合_シ者也。聖人_ハ忝_モ為_シトシテ_シ如来_ノ使者_ニ開_シ驚_シ嶺_ノ鶴林_ノ之_レ玄文_ヲ覺_シ鳥_ノ瑟鷲_ノ王之_レ本意_ニ。知法_ノ思_レ国_ノ志_尤モ_可レ_レ被_レ賞_シ之_レ処_、毀_シ法_ノ之_レ道_俗議_ヲ奏_シ議_言之間_、無_シ非_シ蒙_シ弘長_ノ文_ノ永_ノ兩_ノ度_ノ流_シ刑_ト。是則_レ為_シ助_シ數_々ノ_レ仏語_ニ也。悲_シ哉_、身_ヲ乍_レ懷_シ大忠_ニ入_シ不快_ノ見_シ參_シ。痛_シ哉_、心_ヲ乍_レ存_シ報_シ恩_ヲ終_ニ不_レ預_シ一度_ノ尋_シ而_シ空_ク入_シ滅_シ畢_シ。爰_ニ日_ニ進_シ相_ヲ伝_シ彼_ノ本意_ニ久_ク守_シ先師_ノ遺跡_ヲ積_シ雪片_ヲ於_シ床頭_ニ、潤_シ欲_シニ_ル教_ノ源_ヲ乾_シ懸_シ螢_ノ光_ヲ於_シ窓_ノ前_ニ、挑_シ欲_シ法_ヲ灯_ヲ滅_シト、幽居_年闌_テ沈_シ吟_シ月_ヲ老_ケリ。然_レ相_ニ當_テ明王_ノ御代_{」（14丁裏）}之_レ始_ニ天_ノ下_ノ一統_ノ之_レ時_、為_シ遂_ニ彼_ノ素懷_ニ所_ニ言_{上_ニ也}。所_レ詮_不レ_レ召_シ合_シ捨_シ法華_ノ正法_ヲ既_ニ小權_無益_ノ教_ニ背_シ有_シ緣_重恩_ノ之_レ積_シ尊_ニ仰_シ無_シ緣_ノ余_ハ仏_ノ之_レ謗_シ法_僧徒_上者_、仏意_難顯_シ者_也。不_レ糺_シ明_レ仏法_ヲ邪_ニ正_ニ者_、不_レ可_レ成_シ天_ノ下_ノ祈_シ禱_ト。將_不レ_レ被_レ對_シ治_シ誹_謗正法_ノ侶_上者_、普_テ天_ノ災_ノ国_土難_ヲ弥_々熾_シ盛_ナラシ_メ矣。凡_ソ勸_シ文_ヲ符合_シ之上_ノ者_、早_ク被_レ破_シ却_シ權_ヲ教_ヲ邪_ニ宗_ニ、速_ニ可_レ被_レ婦_シ法華_ノ正法_ニ者_也。若_シ爾_者、世_ハ如_シ義_農之_レ代_、国_ハ成_シ唐_ノ虞_ノ之_レ桀_、異_シ賊_ヲ滅_シ亡_シ、国_土興_シ復_ナラシ_メ。仍_レ粗_言上_ノ如_シ件

建武元年七月日

③一日蓮聖人末弟甲州身延山住日学謹言上

早請閣謗法所弘、權教信正法弘通、妙法被_レ_レ天下安泰子細狀。」(15丁表)

夫佛教興廢、者依_二王臣_一、用否_二、国土_一、安危、者任_二師_一、邪正。然_レ於_レ仏_一、有_二有縁無縁_一、於_レ教_一、有_二權教實教_一。今時日域流布、諸宗、崇_二無縁他仏_一、編_二此土_一、本仏、持_二權教_一、捨_二實教_一、背_二正師_一、用_二邪師_一。依_レ之善神去_レ國、七難惱人、所以者何。如_二禪宗_一、憑_二凡夫心_一、拋_二果滿_一、諸仏_一、貴_二無相無念_一、忘_二三觀_一、一心_一、妙說。此則魔_レ所為墮地獄、根源也。如_二淨土宗_一、信_二無縁他仏_一、拋_二此土_一、教主_一、持_二方便_一、權教_一、閣_二成仏_一、實法_一、用_二亡國_一、哀音_一、捨_二治國_一、正法。此亦謗法之至、仏敵之極也。此等_レ類雖_レ多、先_レ拳_二兩宗_一、無_二委細_一之旨。有_二御尋_一、可_二申上_一。猶在_レ御不審_一、被_レ召_二彼學者_一、可_レ被_レ令_二對決_一。風_一聞_レ、當御代_レ者御沙汰廉直_一、而以_レ理為_レ先。此統_レ不審給者正法流布得_レ時者也。予雖不肖_レ、身為_レ國為_レ人上_レ申_レ之。恐惶謹言。」(15丁裏)

正長元年戊申九月日

④一日蓮聖人開闢身延山久遠寺住持日学法師謹言。

請_レ特_二因_一准_二古例_一、加_二正法_一之威力_一、祈_二國家_一之安泰_上狀。

右謹檢_二案內_一、致_二泰平_一之道_一、不_レ過_二正法_一。即普賢經云、正法治國云云。其正法_レ實_レ者妙法蓮華經是也。一乘之崇重_二三國_一之繁昌_一、儀流_二眼界_一。誰_レ貽_二擬網_一哉。然而諸宗或執_二小權_一之諸經_一、恣_二譏_一法華_一、妙文_一、或貴_二西土_一之仏陀_一、強_二編_一忍土_一之教主_一。如_レ此之科_一、不_レ可_二稱計_一。委細見_二于宗々_一、疏積_一、恐_レ繁不載_レ之。於是世及_二末代_一、人貴_二邪教_一。故_二善神成_一、瞋_レ而止_二擁護_一之思_一、惡鬼得_レ便_一、而起_二縱橫_一之災_一、国土之凶惡職_レ而由_レ斯。尤可_レ被_レ加_二炳

誠者也。仍大經云、今以無上之正法付囑諸王大臣宰相及四部衆、一应当苦治已上。加（16丁表）之明帝罰ニシテ道士賞ヲ加竺ニ、陳朝改ニ諸義一、歸ニ天台一。是皆當于時得ニ於賞罰之道一。今何捨ニ彼一、逆誘ニ不歸一、此実乘ニ乎一。抑如レ之旨始テ而非レ奏ニ之。去文応年中日蓮聖人、忝キ披ニ一代之教文一、粗示ニ四海之安全一、名ニ之一立正安國論ト畢ス。爾來代々跪テ訟庭ニ、時々企テ愁訴一、殊更守ニ賢察之時一、聊カ述ニ理乱之法基一。例如匠伯運ニ鉞於野人一、伯牙鼓中スルカ絃ヲ於子期上。知法思國之志尤可レ被レ賞一之歟。就レ中誘ニ法華一者、開ニ罪一無間一。是以テ經云、若人ニ不信毀謗斯經則斷一切世間一、種ニ乃至其人命終人阿鼻獄一已上。凡墮獄之業八万ニシテ一而辜莫レ大ニ於謗法一。誰カ不レ慎レ之、誰カ不レ恐レ之。望テ請任ニ旧規一、遂ニ邪正之対決一、蒙ニ是非之上裁一、將テ慰ニ愁吟之意一矣。所詮君德歸ニ正法一者、忽ニ囊一弓撫ニ四夷一兮。是併為レ君為レ國治術之旨言上如件』（16丁裏）

長祿三年三月廿八日

⑤ 一日蓮聖人遺跡甲州久遠寺代（近）日出謹言上

欲下且任ニ釈尊一、金言一且守ニ賢王佳例一、被レ召ニ決念一、仏眞言一、禪律等一、謗法僧徒ニ糾一、明ニ仏法一、邪正ニ弘一、南無妙法蓮華經一、致中天下泰平、国土安穩、御祈禱ヲ子細之狀。

右謹檢フルニ旧規一、仏法ノ恵命ハ以ニ宗論一為レ先、明王ノ治世ハ以ニ善政一為レ宗。然則震旦ノ陳皇帝ハ召ニ合天台一、与ニ南北一、摧ニ十師一、邪義一、立ニ一乘之正義一、吾朝桓武聖主ハ召ニ決伝教一、与ニ南都一、破ニ六宗一、邪見ノ顯ニ法華一、妙理一。凡レ仏法ノ雜亂之時ニ、召ニ決スル雌雄一者、賢王之先例也。夫レ國ハ依ニ神一、加護ニ弥々昌一。神ハ嘗テ法ノ深味一、増レ威一。深味ト者、所謂妙法蓮華經是也。然ニ見ニ當世一、捨ニ離一正法一、興ニ行一邪法一。依レ之守護ニ善神捨レ國一而相去リ、住持ノ（17丁表）聖人辭レ所而不還。是故災難並起、四海不レ閑。爰ニ先師聖人一、忝キ為ニ如來一、使者ニ開ニ鷲嶺鶴林之玄文一、覺ニ烏瑟鷲王之本意一。知

法思国志尤可被賞之処、毀法之道俗讒奏讒言之間、無是非、蒙弘長文永兩度、流刑。是則為助、數々、言語。悲哉身乍懷大忠、不レ入レ快、見參。痛哉乍存報恩、終不レ預、一度、御尋、而空、入滅畢。然、我等相、伝彼、本意、久、守、先師之遺訓。幸、當、明君之御代、天下一統之時、為、遂、彼、素懷、所、言、上、也。就、中、此、砌、迎、先君、菩提之時、普光院殿十三年、弘法之判談、偏、在、此時。依、之、自、甲州身延山、凌、三、万里之山川、今、跪、訟、庭、一、者也。望、請、蒙、裁、糾、召、合、諸、宗、擊、于、論、鼓、於、庭、前、欲、令、達、真、偽、於、上、聞。為、知、憲、法、之、貴、言、上、如、件。

享德二年癸酉六月十日 (17丁裏)

⑥ 一日蓮聖人遺跡甲州身延山久遠寺代、日延、日雄謹言上

欲、早、任、法王之遺勅、明、弘、法、邪、正、弘、応、時、要、法、祈、中、國、家、安、全、子、細、之、狀。

厥、妙、法、蓮、華、經、者、治、國、利、民、之、秘、法、長、生、不、死、之、要、術、也。所、以、如、來、以、其、肝、要、而、授、与、之、本、化。受、彼、勅、教、弘、宣、之。約、國、日、域、契、時、於、末、法。偏、在、此、要、宜、被、崇、重、矣。然、而、當、世、諸、宗、或、執、權、教、而、謗、實、教、或、歸、他、仏、而、忘、教、主。謗、法、之、至、逆、路、之、科、言、而、無、レ、比、責、而、有、レ、余。故、善、神、捨、國、而、相、去、聖、人、辞、処、而、不、レ、還。是、以、魔、來、鬼、來、災、起、難、起。不、レ、可、不、レ、言、不、レ、可、不、レ、恐、矣。如、此、旨、始、而、非、奏。去、文、応、年、中、元、祖、日、蓮、聖、人、以、一、通、之、勅、文、相、示、天、下、之、靜、謐。即、号、立、正、安、國、論、畢。自、爾、已、來、代、々、繼、踵、愁、吟、于、今、不、レ、絶、者、也。就、中、弘、法、之、惠、命、以、宗、論、為、先、明、王、治、世、以、善、政、為、宗。(18丁表)是、以、震、旦、陳、皇、帝、召、合、天、台、与、南、北、推、十、師、邪、義、立、一、乘、正、義、吾、朝、桓、武、聖、主、召、決、法、教、与、南、都、破、六、宗、邪、見、顯、法、華、妙、理。是、國、本、朝、賢、王、佳、例、如、此。夫、知、存、亡、者、六、正、聖、臣、也。弘、法、華、者、諸、仏、之、使、也。知、法、思、國、之、志、尤、可、被、賞、之、歟。望、請、蒙、裁、糾、早、止、謗、法、之、給、施、再、興、仏、神、本、意、惣、是、天、下、歡、悅、之、大、本、異、敵、降、伏、之、秘、術、也。仍、為、知、憲、法、之、趣、言、上、如、件。

長祿二年戊寅卯月十一日

⑦一日蓮聖人遺跡身延山久遠寺門人日朝申

請_レ特_レ任_二金言_一禁_二諸宗之逆謗_一興_二法華之信順_一祈_中天下泰平_上狀。

右檢_{フル}案内_一、捨邪帰正_ハ、仏教之大本、懲惡勸善_ハ者、儒家之要津也。是以虞舜_ハ却_テ四凶_一、貴_二（18丁裏）八伯_一、桓武_ハ折_レ六宗_一、婦_一一乘_一矣。然而諸宗恣_ニ毀_二法華_一、飽背_二釈迦_一。謗法之至逆路之科、更無比類_一者也。仍可_レ被_レ加_二炳誠_一、還_レ而帰_レ依_レ之_一。故_ニ善神成_レ瞋_レ而止_二擁護之思_一、惡鬼得_レ便_レ而起_二縦横之災_一。国土之凶惡職_{トシテ}而由_レ斯_一。誰不_レ慎哉、誰不_レ恐哉。加_二之毀_二法華_一者、開_レ罪_ヲ於無間_一。即經云_ク、若人不信毀謗斯經則斷一切世間仏種乃至其入命終入阿鼻獄已上。何_ノ毀_二上行所伝之妙法_一、徒_ニ可_レ沈_二無數劫之苦海_一乎。所詮欲_レ安_二現当_一、二世_ニ須_レ禁_二謗法之一凶_一矣。抑蓮師以來偏_ニ奏_二此旨_一。殊_ニ知_二憲法之貴_一、聊述_二治乱之由_一。知法思国之志争_カ無_レ許容_一乎。望請任_二仏語_一、堅禁_二逆謗_一、速_ニ被_レ信_二治国家安全之五字_一者、惣_ニ是天下歡予之洪基_一者也。治術之旨粗如件

長祿三年八月日（19丁表）

⑧日蓮聖人遺跡身延山久遠寺門人日朝法師謹言

請_レ特_レ因_二准_一經說_一禁_二逆謗之暴惡_一加_二正法之威力_一祈_中国家之安泰_上狀。

右謹檢_{フル}案内_一致_二泰平之道_一不_レ過_二正法_一。即普賢經云、正法治国云云。其正法_ノ実_ト者妙法蓮華經是也。一乘之崇重_二三國之繁昌_一、儀流_二眼界_一。誰_カ貽_二疑網_一哉。然而諸宗不_レ知_二法之邪正_一、不_レ弁_二師之善惡_一。或謗_二法華_一、或背_二釈迦_一。謗法之至、逆路之科、言_テ而無_レ比、責_テ而有余_レ。故_ニ善神為_レ瞋_レ而止_二擁護之思_一、惡鬼得_レ便_レ而起_二縦横之災_一。国土之凶惡職_{トシテ}而由_レ斯_一。何_ノ不_レ加_二炳誠_一乎。加_レ之謗_二法華_一者、開_レ罪_ヲ於無間_一。是以經云、若人

不信毀謗斯經則斷一切世間仏種乃至其人命終入阿鼻獄已上。凡墮獄之業八万ニシテ而辜莫レ大ニ於逆謗ヨリ。誰カ不レ慎レ之矣。所詮欲レ安ニト現當ニ須レ止テ謗法之給」(19丁裏)施一。委細之旨見ニ于經說一。恐レ繁不レ載レ之。抑日蓮聖人以來、專奏ニ此旨一。殊ニ知憲法之貴、聊述ニ理亂之由一。例ハ如ニ下和璞玉得ニ成王之時一也。是非之決斷偏ニ在此時一歟。望請任ニ經說一糾ニ法之邪正一明ニ師之善惡一、被レ行ニ勸善懲惡之道一者、忽レ囊レ弓撫ニ四夷一耳。是豈非下籌上運ニ帷幄一勝コトヲ決中千里上哉。仍為レ君為レ國治術之旨如件

長祿三年八月日

⑨ 一日蓮聖人遺跡身延山久遠寺門人日雄申

請特ニ蒙ニ鴻恩一糾ニ信謗之得失一祈中天下安全上狀。

右謹檢フル案内、仏法蘭菊之時課ニ諸宗一、被レ、糺ニ明邪正一者古今之例也。爰ニ觀ニ當世之体一、世皆背正、人悉レ歸ニ邪一畢ヌ。仏神豈ニ施ニ治國利民之威一乎。其邪ト者、或執ニ教外別傳之臆說一空ケ蔑シ一代五時之」(20丁表)妙典一、或構ニ捨閉閣拋之謗言一恣ニ招ニ三災七難之興盛一。加ニ之弘法大師一同ニ法華ヲ於戲論一、覺鑊法師ハ類ニ教主ヲ牛飼一。如レ此之謬說非レ一ニ。恐レ繁粗示ニ一端一矣。謗法若無ニ異論一者墮獄如ニ箭射一。即法華經云、若人不信毀謗斯經乃至入阿鼻獄已上。既ニ犯ニ斷仏種之重科一。争カ成ニ息災之術一乎。欲レ安ニト國家一須レ禁ニ謗法者一也。然則蓮師以來代々ノ愁吟偏ニ在此旨一歟。望請蒙ニ鴻恩一聊決ニ斷理非一速ニ所欲レ致ニ二世之懇祈一也。仍不レ勝ニ懇歎之至一謹言

寛正五年甲申六月廿九日

私ニ云一、目安者日雄律師於ニ古河御陣一付ニ野田藏人太夫一達ニ成氏之上覽一。

⑩ 一日蓮聖人門弟上総国常在山妙光寺僧日顕謹言」(20丁裏)

『立正安国論』の再確認(都守)

『立正安國論』の再確認（都守）

早欲_レ任_レ如來ノ教詔_一却_テ逆路謗法ノ邪類_一興_セ治國利民之要法_上状。

右謹檢_ル如來ノ教詔_一、以_テ妙法蓮華經_一獨為_テ治國之正法_一、以_テ逆謗_一罪_一專為_テ衰國之洪基_一矣。愁_レ觀_レ當世_一婦依_レ之諸宗_一、或忘_レ自界有緣之釈迦_一偏_レ貴_レ他界無緣之仏陀_一、或_ハ迷_レ三説_一超過_レ之明文_一恣_レ犯_レ執權謗実之罪障_一。背_レ釈迦_一豈_レ非_レ逆罪_一乎。毀_レ法華_一豈_レ非_レ謗法_一乎。是_ヲ以_テ諸僧各雖_レ修_レ万祈_一更_レ無_レ効驗_一、唯摧_レ肝胆_一弥々逼_レ災難_一歟。既無_レ現世息災之勝利_一。何以得_レ後生菩提之指南_一乎。若無_レ現當之得益_一者婦依_レ更_レ無_レ其詮_一歟。然則元祖日蓮聖人忝_モ為_レ如來之使者_一雖_レ示_レ邪正之道_一、未_レ蒙_レ上裁_一。徒_ニ經_ニ年序_ニ畢_ス。例_ハ如_レ埋_ニ金玉_ニ於_レ沙石_一矣。有智_ノ君子誰_カ不_レ惜_レ之乎。因_レ茲_ニ日_ニ顯_レ雖_レ非_レ其人_一、且_ハ欣_ニ國家之安全_ニ、且_ハ祖師之素意_ニ、遙_ニ凌_ニ万_一（21丁表）里_レ之危難_一、忝_モ企_ニ愁訴_ニ者也。望_レ請蒙_ニ裁糺_ニ再_ヒ興_ニ本朝之仏法_一、聊_レ所_レ欲_レ遂_ニ海内諍論之宿望_一也。仍_レ為_レ知_ニ憲法之貴_一言_上如件

私云、此日顯之日安朝師ノ御作云云。

①日迅重言上

右子細_ハ先度雖_レ進_ニ諫狀_ニ未_レ達_ニ微望_ニ之間、不_レ顧_レ憚_一、重_レ而_レ合_ニ啓上_ニ之処也。凡_ニ宗論之事_一尤_ニ先規也。所以_ニ遠尋_ニ異域_一、漢_ノ明帝悟_ニ金人之夢_一得_レ白馬之教_一。時_ニ迦竺_ニ与_ニ道士_ニ諍論_一、雖_レ頻_ト遂_ニ以_テ対決_ニ顯_ニ是非_一、始_テ興_ニ仏法_一、正理_一、忽_レ破_ニ道士ノ邪義_一畢_ス。爾_來積典悉渡_レ海流布_シ、聖賢多_ク攀_レ峰利見_一。雖_レ然_レ世_ニ及_ニ澆季_ニ人增_ニ惡心_一、諸宗ノ乱逆無_レ糾莫_ニ之_一能正_一。是以陳皇帝ノ御宇、天台大師屬_ニ毛喜大臣_一聊_レ經_ニ奏聞_一擊_レ論鼓_一於_レ正殿_一、普驚_ニ君耳_一目_一。因_レ茲_一一人傾_レ首兆民合_レ掌_一。近_ク訪_ニ本朝_一、上宮太子誅_ニ守屋逆_一成_ニ寺塔之構_一。以來宗々盛_ニ雖_レ諍_ニ權_一（21丁裏）威_レ還_ニ興_ニ失石_一大乖_ニ聖旨_一。是以桓武帝御宇、伝教大師依_ニ弘世_一國道等指南_一構_ニ論場_一於_レ高雄寺_一被_レ召_ニ合

奈良七大寺ノ碩學ニ日、天子親リ決ニ断理非、即破ニ南都六宗之偏執、開ニ北嶺三院之円戒。皆是以ニ宗論ニ為ニ捨邪帰正之基。愁訴何非レ扱乎。抑日蓮聖人者、忝ニ本化上行菩薩之化身、時機相應之導師也。故ニ且、重ニ弘勅ニ且、思ニ国家ニ、去文応年中經説為先一通之勘文有レ之。号ニ立正安国論。即進ニ最明寺殿ニ畢。其旨全非ニ余義。偏ニ為ニ停ニ止謗法ノ蜂起也。其謗法ト者當世ニ興盛ナル念仏真言禪律等也。但違逆之旨數多也。具ニ難レ述レ之。只撮ニ大綱ニ粗示ニ一端。夫法華經者、三説超過之法体、知国利民之要極也。謗レハ之則招ニ災ヲ於国家感ニ極苦ヲ於阿鼻。信レハ之則致ニ安全ヲ於海内ニ期ニ仏果ニ当来。」(22丁表) 是以經云、現世安穩後生善処矣。情ヲ觀ニ諸宗之体、各々執ニ權小之依經、恣ニ謗ニ諸仏ノ本意之妙法。所謂法然カ捨閉閣抛之謬語、弘法カ戲論之狂言也。剩ハ下ニ主師親有縁之积尊、或称下踏ニ頂上之由、或ハ毀レ不レ及レ探履。仏ノ旨誰可レ諍レ之乎。雖然ト天下帰レ之、崇重年旧尊貴日ニ新ナリ。依之守護善神失ニ法味ニ而捨ニ此国、住持ノ聖人生ニ瞋恨ニ而辞ニ此所。是以惡鬼得レ便、所レ起之穀貴兵革疫癘旱水等也。仍金光明經云、有ニ無量守護国土諸天善神、皆悉捨去捨離シ已ハ其国ニ当レ有ニ種々ノ災矣。仁王經ニ云、諸惡比丘多ク求ニ名利於ニ国王太子王子ノ前ニ自説ニ破仏法ノ因縁ヲ其王不レ別信ニ聽此語ニ横ニ作ニ法制不レ依ニ仏戒ニ是為ニ破仏破国因縁ニ已上。所詮現当無為之秘術唯在レ禁ニ謗法之一段。急テ加ニ対治ニ早致ニ泰平。即大經云、(22丁裏) 菩薩於ニ惡象等ニ心ニ無ニ恐怖於ニ惡知識ニ生ニ怖畏之心ニ為ニ惡象ニ殺テハ不レ至ニ三趣ニ為ニ惡友ニ殺テハ必至ニ三趣ニ矣。幸ニ値ニ善政之時ニ賞罰偏ニ在此砌。望請殊蒙ニ鴻恩、速ニ經ニ上裁ニ宜レ興ニ宗論。若シ捨邪帰正任ニ先規ニ者、仏日再照ニ扶桑、神光於レ耀ニ玉殿、異敵退国桁楊臥ニ訟庭、風雨行レ時稗極豊ニ坊戸ノ者也。是併為レ君為レニシテ国全不レ為レ身。仍粗言上如件

宝徳三年二月日

『立正安国論』の再確認(都守)

①は、日蓮聖人の直弟子六老僧の一人で身延山の第二世となった佐渡阿闍梨日向上人（一二五三～一三二四）のものであります。年月日がありませんが、本文は『日蓮宗宗学全書』一卷所収の嘉暦四年（一三二九）正月二十九日付の「日向申状」とは別のものです。本文冒頭に「右言上先に畢んぬ。しかるに未だ上聞に達せざるの間重ねて申す所なり」とあり、日向上人が数度に渡り申状を捧げて諫曉を行っていたことが知られるのであります。ちなみに身延山には日向上人筆と伝える『立正安国論』広本の写本が伝わっております（『身延文庫典籍目録』上）。

②は、第三世三位公日進上人（一二七一～一三三四）の建武元年（一三三四）七月日付の申状です。日進上人はこの年十二月八日、七十六歳で遷化されていますが、本文に「明王御代の始に相当たつて天下一統の時」とあり、鎌倉幕府を倒した後醍醐天皇の建武政権に期待して、高齢を押して本書を草したものようです。日進上人は永仁三年（二十五歳）と正中二年（五十五歳）に京都で聖教を書写しており（『身延文庫典籍目録』上）、京都の様子には通じていたのでしょうか。

③は、第九世成就院日学上人（一四四九）の正長元年（一四二八）九月日のもの。④は、同じく日学上人の長祿三年（一四五九）三月二十八日のもので、日学上人は生年不明ですが、応永二十九年（一四二二）より入寂までの三十八年間に、身延山の狛座にあつたといひます。日学上人の代に弟子の実教院日養・大乘坊日讚らによって京都に学養寺が開かれ、西国身延門流の拠点とされておりますが（『身延山史』五七頁、高野聡顕「中世日蓮教団の丹後進出に関する一考察―実教院日養上人を中心として―」『日蓮教学研究所紀要』三二号）、この事実とここで紹介した二通の目安は符合していると思われまゝ。

⑤は、第十世観行院日延上人（一四〇三～六一）の代理として、日出上人が享徳二年（一四五三）に言上したもの

です。「普光院殿（足利義教）十三年」、「甲州身延山より万里の山川を凌ぎ、今訟庭に跪くものなり」とあり、京都の足利幕府への訴状と知られます。この日出は日学上人の弟子で、三島・鎌倉両本覚寺の開祖となり、永享宗論の當事者として、また行学院日朝上人の師匠としても知られる一乗坊日出（一三八一〜一四五九）に違いありません。日出上人は当時七十三歳の高齢でありましたが、なお壯者を凌ぐ勢いで上洛庭中に及んだのでしょうか。

⑥は、同じく第十世日延上人の代理として、日雄上人が長祿二年（一四五八）に言上したものです。『身延文庫典籍目録』中（他山の部第四十二号）をみると、永享九年（一四三七）から長祿三年（一四五九）にかけて九点の聖教を書写した日雄があり、「身延山住侶左京阿闍梨日雄」、「身延山住福泉坊日雄」等と署名しています。おそらく同一人物でありましょう。

⑦と⑧は、ともに第十一世行学院日朝上人（一四二二〜一五〇〇）が、貫首になる二年前の長祿三年（一四五九）八月に言上したものです。

⑨は、⑥と同様、日雄律師が寛正五年（一四六四）六月に上申したのですが、古河御陣において野田藏人太夫に付して成氏の上覧に達したと注意書きがあり、東国政治史と関わって興味深いものがあります。成氏は初代古河公方の足利成氏（一四三四〜九七）。野田藏人太夫は、佐藤博信先生の御教示によると、『野田家文書』（古河歴史博物館）など関係史料に多くみえる野田氏範のことだそうです。

⑩は、上総常在山妙光寺の僧日頭（茂原藻原寺の歴代になし）の申状で、年月日を欠いておりますが、⑦⑧同様日朝上人が作ったものと注されています。日朝上人は度々触れているように『安国論私抄』全五巻という詳細な注釈書が知られておりますが、『立正安国論』に副える目安数通をも作成していたことが、ここに明らかとなりました。

①は、日迅上人の宝徳三年（一四五二）のもので、この日迅上人についてはしばらく不明であります。

以上十一通の「身延山先聖目安」が、いかなる経緯で不受不施派の寺院に伝来したのかは全く不明であります。しかし不受不施派が身延山を攻撃するために、これだけのものを偽作したということはまず考えにくい。近代の写本ながら、本書の内容は信用してよいと思います。

結びにかえて—『立正安国論』の普遍性—

以上、『立正安国論』について検討してまいりました。『立正安国論』は鎌倉幕府に採用されることはなかったものの、日蓮聖人は終生『立正安国論』の主張をくり返され、その諫暁精神は六老僧を始めとする門下に引き継がれました。ことにここ身延山久遠寺では二世日向上人から十一世日朝上人の代まで、「目安」を添えて公家・武家に『立正安国論』を奏進する伝統が脈々と受け継がれていたことが、奇しくも東日本大震災の起こった本年、初めて明らかとなりました。

『立正安国論』は上申書に相応しい駢儷体で綴られ、文章表現や用字にも読者の知性と教養を喚起する配慮がなされています。しかも本書は「勘文」といいながら、主客の対話による戯曲構成の「作品」に仕立てられており、一回限りの上申書に終わらない普遍性を有たされています。さらに本書は、内乱と外寇を警告した「未来記」の体裁となっているのであり、これらは当初勘文として予定されていた『念仏者追放宣状事』『災難対治鈔』等とも、以後の著作とも大きく異なる点であります。

『立正安国論』は、随所に読み手を引き込む配慮がなされながら、何が正法なのかという結論は明示されません。

破邪・顕正の両面で不徹底な著作といわざるをえませんが、むしろ幅を持たせた多様な理解を許し、言外に真意を物語らせることに作者の意図があったことが、後年の作者自身のコメントにより明らかであります。

『立正安国論』を現代に読もうとする時、法然上人に対する個人攻撃や、『涅槃経』の引用文等にみる暴力的表現が目立ってしまいます。しかしその文面にとらわれて、「一例に寄せて万象を説く元意」を見失ってはならないでしょう。『立正安国論』は、その題号の四字が示すように、およそ全人類に共通した普遍的な理想を標榜するものであり、決して教条主義的な押しつけをするものではありません。怒りを露わにした客を笑み止めて、対話を続けた主人の態度こそ学ぶべきであります。

災害に不条理を思い、平和に感謝する時、我々は悪鬼や善神の働きを感じ、人心が自然環境を動かすという論理を受け入れざるをえないであります。震災や水害に悩まされ、戦争の危機を孕んだ全ての国々が『立正安国論』を必要としているのであります。

付記 本稿は平成二十三年十月二十八日、身延山大学で行われた第六十四回日蓮宗教学研究発表大会の特別部会「大震災と日蓮仏教」における発表原稿と配付資料に基づくものです。発表の機会を与えて下さった池上要靖先生・望月海慧先生・三輪是法先生はじめ、身延山大学東洋文化研究所の諸先生方に厚く御礼を申し上げます。また本稿作成にさいし、和気法泉寺御住職の中務日量上人には、所蔵資料の翻刻を許可していただきました。末筆ながら記して感謝の意を表します。